

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和 8 年 6 月 16 日

下 川 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 8 条第 4 項において準用する（以下「準用」という。）同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、準用同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号事業	2 号事業	3 号事業	4 号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				下川町	無	令和 6 年度 ～ 令和 10 年度 (変更) 令和 8 年度	中央・上名寄地区 資源保護隊 代表 品地 和彦